

ボートレース鳴門G I 競走特設サイト制作運営管理業務に関する質問について（回答）

No	質問	回答
1	【誓約書（様式2）（1）の趣旨について】 様式2誓約書の（1）に「全国のボートレース場において、現在又は過去5年間にイベント企画運営業務（広報宣伝等）を請け負った実績を有することに該当しない者」とあり、「下記のいずれにも該当しないことを誓います」という書式の構造上、当該実績を有することが参加の前提となるようにも読めます。一方、実施要領2の参加資格要件には同種の実績要件の記載がありません。本条項は、(a)ボートレース場における実績を有することが参加要件である、(b)誓約事項の対象外（記載上の調整箇所）である、のいずれの趣旨かご教示ください。弊社は当該実績を有していませんが、参加可能でしょうか。	実施要領に記載はありませんが、誓約書（様式2）に記載の「全国のボートレース場において、現在又は過去5年間にイベント企画運営業務（広報宣伝等）を請け負った実績を有すること」は、本プロポーザルの参加資格要件に該当しますので、当該事項に該当しない場合は参加資格要件を満たすことができません。
2	【新設法人の資格審査申請書類（財務書類）について】 参加資格要件（2）イに基づき、参加申請期間中に別紙①に示す資格審査申請書類を提出する予定です。弊社は令和8年7月3日設立の合同会社であり、決算期を一度も迎えていないため、「貸借対照表・損益計算書（申請日の直前2年の各事業年度に関するもの）」を提出することができません。設立時貸借対照表その他の書類をもって代替することは可能でしょうか。あわせて、経歴書（様式第2号）の営業実績欄（前々年度売上高・前年度売上高）の記載方法についてもご教示ください。	設立以降に一度も決算期が到来していない場合は、設立時貸借対照表など、その他の書類を貸借対照表に代わる書類として提出していただいても問題ありません。 また、経歴書（様式第2号）中の営業実績欄は、欄内に設立直後で売上が無い旨をご記載ください。
3	【新設法人の納税証明書について】 弊社は鳴門市外（東京都渋谷区）に本店を置く設立初年度の法人であり、法人市町村民税および固定資産税の納税実績がまだ発生しておりません（初回申告期限未到来）。この場合、別紙①の納税証明書（ウ 市外に本店を有し鳴門市内に支店・営業所がない者）はどのように取り扱えばよろしいでしょうか。	実績が無い場合は、納税証明書の提出は不要です。
4	【キービジュアルの支給について】 仕様書5（2）に「当該レースのキービジュアルを用いたデザインとする」とありますが、キービジュアルのデザインデータは貴局から支給されるという理解でよろしいでしょうか。また、支給時期の目安をご教示ください。	キービジュアルは、対象レースの1か月程度前に当局から提供予定です。
5	【選手インタビュー等の取材・撮影体制について】 仕様書の必須コンテンツのうち、ドリーム戦・優勝戦出場選手インタビュー、オープニングセレモニー、表彰セレモニーについて、取材・撮影は受託者が現地で実施する想定でしょうか。それとも貴局または既存の広報体制が撮影した素材の提供を受け、受託者が編集・掲載を行う想定でしょうか。	ドリーム戦・優勝戦出場選手インタビュー、オープニングセレモニー、表彰セレモニーの取材・撮影は、当局が委託する事業者が実施し、当該データを本プロポーザルの受託者が、本プロポーザルの受託により制作する特設サイトに掲出することを想定しています。